

# 【非常時における下校等の対応について】

平成23年度 東日本大震災後改訂

		レベル5	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	
		大地震等によりライフラインが停止し、保護者への連絡ができない場合	下校そのものが危険と判断される場合	学校職員が付き添えば下校できると判断される場合	近所の児童が複数で下校できると判断される場合	下校時の危険は特にないと判断される場合	
事例	不審者情報		凶悪犯が学区内に出没し、危険大。	不審者情報により危害を加える等の予告【学区周辺】	不審者情報により危害を加える等の予告【市内】	不審者情報あり【市外】	
	地震・台風等の災害	通学路の危険大・建物の被害大 【若林区内で震度5強以上】【震度5弱以下でも校長が必要と判断した場合】		通学路の一部が危険など	通学路・建物の被害があまりみられない状況	通学路・建物の被害がない状況	
		ライフライン停止	ライフライン可能				
対応	児童の下校	<b>学校引き渡し</b> 児童を学校に待機させ、迎えに来た保護者等に直接引き渡す		<b>地区集団下校</b>	<b>学年一斉下校</b>	<b>通常通り下校</b>	
	職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学級ごとに整列</u> 晴天時：校庭 荒天時：体育館</li> <li>・保護者に引き渡す (学校引き渡し来校者名簿)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地区（子供会）ごと整列</u></li> <li>・各地区担当職員が各地区所定の場所まで引率する。 (集団下校名簿)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学年ごとに整列</u></li> <li>・各地区担当職員が各地区所定の場所付近まで児童とともに下校しながら安全を見守る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級で下校指導し下校させた後学校で通常の業務</li> </ul>	
	連絡先	電話連絡不能 古城児童館（直接）	P T A 会長・古城児童館・ボランティア防犯巡視員等に電話連絡		子供会各地区長	子供会各地区長	
	保護者への連絡	電話・パソコン・印刷機等が使えないため連絡不能	プリント・一斉メール配信等で情報を伝える (教頭・教務・情報担当)				
保護者への協力依頼	大災害等により電話連絡・一斉メール配信等ができない緊急事態発生時の学校引き渡しについて、年度始めに保護者をお願いしておく。	緊急時の子供会連絡網と一斉メールで情報を伝達し、全家庭が対応する。	緊急時の子供会連絡網と一斉メールで情報を伝達し、可能な家庭は各地区の所定の場所まで児童を迎えにきてもらう。	一斉メールで情報を伝達し、可能な家庭は玄関先や通学路で児童を出迎えてもらう。メール未登録者には、担任が連絡する。			